

奈佐地区コミュニティ なぎさの会 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「奈佐地区コミュニティ なぎさの会」と称し、事務所を豊岡市吉井 593番地の5に置く。

(目的)

第2条 本会は、奈佐地区における情報の発信及び共有化を図り、地域住民自らが共に力を合わせ、創意工夫により「人が輝く・地域が輝く奈佐」をみんなでつくることをめざす。

(組織)

第3条 本会は、奈佐地区内に居住する住民及び所在する法人その他の団体（以下「構成団体」という。）並びに会長が必要と認めるもので組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 地区の課題解決に向けての協議、学習に関すること。
- (2) 地区内の構成団体の活性化に関すること。
- (3) 地区内と地区外に居住する住民及び所在する法人その他の団体との連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計1名
- (4) 監事2名
- (5) 部長各1名
- (6) 副部長各1名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、会計、監事は、総会において選出する。

2 監事は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、「なぎさの会」を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序により) その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- 5 部長は、部を代表し、部の事業計画を推進する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、部長の職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

- 2 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき若しくは代議員の3分の1以上から請求があったとき又は監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。
- (2) 役員選任、解任に関する事。
- (3) 規約に関する事。
- (4) その他本会の運営について重大な事。

- 3 総会は、各会の代表2名並びに行政区の代表2名(男1名、女1名が望ましい)を代議員として構成する。

- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席した代議員のうちから議事録署名人2名を選任し、議長と共に署名押印する。

- 6 地区内に居住する住民及び所在する法人その他の団体は、総会を傍聴することができる。その他の者については議長の許可を要する。

(役員会)

第10条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項。

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(部会)

第11条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、所属する会長をもって構成し、各部の部長及び副部長は所属する会長の中からこれを互選により選任する。
- 3 部会は、部長が招集する。
- 4 部会は、部に属する地域課題について審議し、本会が決定した事項を推進する。
- 5 部員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選任する。

(会)

第12条 部に会を置く。

- 2 会は、構成団体から選任を受けた者をもって構成する。
- 3 会に、会長及び副会長を置き、互選により選任する。
- 4 会は、会長が招集する。
- 5 会は、会に属する地域課題について調査、検討する。
- 6 会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選任する。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年1月29日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計は、第14条の規定にかかわらず、設立日からその年度末の3月31日までとする。